

平成30年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

このことについて、平成30年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者の募集を実施したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年3月28日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、平成30年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者選抜を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるからである。

別 紙 案

平成30年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者を次の要項のとおり募集
します。

平成30年3月28日

愛知県教育委員会

平成30年度愛知県立城北つばさ高等学校秋季入学者募集要項

1 募集人員

定時制課程・昼間部（普通科） 若干名

2 入学者の選抜

(1) 出願資格

次のア、イのいずれかに該当し、かつウに該当する者とします。

ア 中学校卒業者

イ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者（別記参照）

ウ 原則として県内に住所又は勤務地を有する者

(2) 出願の手続き

入学志願者は、入学願書に950円相当の愛知県収入証紙を貼り、出身中学校長から提出された調査書とともに、愛知県立城北つばさ高等学校長に提出してください。（入学願書の用紙は、愛知県立城北つばさ高等学校において交付します。）。

書類の提出期日は、次のとおりとします。

平成30年9月12日（水）及び同年9月13日（木）

(3) 入学検査

ア 実施期日

平成30年9月18日（火）

イ 検査場

愛知県立城北つばさ高等学校

ウ 検査内容

作文、基礎学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容）

及び面接

(4) 入学者の選抜

調査書の内容並びに作文、基礎学力検査及び面接の結果により、総合的に判定して合格者を決定します。

(5) 合格者の発表期日

平成30年9月19日（水）

3 その他詳細については、愛知県立城北つばさ高等学校長が指示します。

別記 学校教育法施行規則 第95条

学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者